事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	1-4 みんなで支えあう地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部　人権・同和対策課	石田　祐子
施策名	1　誰もが安心して暮らし、社会参加できる地域共生社会の推進	事業群関係課（室）	国保・健康増進課、義務教育課	
事業群名	④　人権が尊重される社会づくり	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	39,536

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

県民一人一人が人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深めるため、県民があらゆる場や機会をとらえて人権について学ぶことができるよう取り組みます。

（取組項目）

ⅰ）あらゆる場や機会をとらえた人権教育・啓発
ⅱ）ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発と療養所入所者の社会交流、入所者親族への生活援護
ⅲ）教職員の人権意識及び指導力の向上

事業群	指　標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	人権意識を持って生活していると思う人の割合	目標値①		80%	81%	82%	83%	84%	84%（R７）
		実績値②	78.7%（R2）	76.2%	73.6%	73.8%	82.7%		進捗状況
		達成率②／①		95%	90%	90%	99%		やや遅れ

（進捗状況の分析）

SNS等での情報発信のあり方や性の多様性など人権問題が多様化・複雑化していく中、令和3年の障害者差別解消法の改正に伴い、令和7年4月からの事業者による障害のある人への合理的配慮の提供の義務付けや、プロバイダ責任制限法の改正による情報流通プラットフォーム対処法の成立といった法律の整備、同性婚訴訟などによる多様な性のあり方に関する議論を背景に、自他の人権を考える機会が増えてきている。そういった中、県においてもあらゆる場や機会をとらえて、県民、企業・団体等職員、社会教育関係者などを対象とした講演会、研修会、イベントなどの開催や各種広報媒体による教育・啓発を行い、集合形式だけではなく、オンラインやアーカイブ配信も併用するなど、できるだけ多くの方が参加しやすい環境づくりに努めた結果、目標値には及ばなかったが、昨年度の実績を大きく上回る結果となった。

しかし、女性、子ども、高齢者、障害のある人への暴力や差別、被差別部落や性的少数者などに対する偏見、差別等は未だに後を絶たず、昨年度はパワーハラスメントなど労働権関係の事案が増加していることから、人権意識醸成の重要性が増しており、検討委員会の意見を踏まえた人権施策や、「長崎県人権教育・啓発基本計画」に基づく、さらなる教育・啓発活動を推進していく必要がある。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R5実績	R6実績	R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R6目標	R7目標	R5実績	R6実績	達成率	令和６年度事業の成果等
取組項目i	○	1	人権・同和問題啓発推進事業	18,567	21,747	26,461	8,570	11,978	16,362	19,147	27,594	27,573	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条	●事業内容 人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別のない社会づくりを推進するため、研修会や啓発イベント等を実施。 ●実施状況 講演会や研修会の開催、企業・団体への講師の派遣や市町と連携した人権啓発活動などを行い、人権啓発の推進を図った。 また、性の多様性理解促進のため、啓発イベントの開催や市町職員向け研修などの各種研修の実施、企業への啓発チラシの配付等を行った。	【活動指標】 講演会、研修会等参加者数（人）	16,800 20,470 19,770		32,278 30,858		192% 150%	●事業の成果 ・あらゆる場や機会をとらえて、講演会や啓発イベント等を行った。 ・参加者数は、企業・団体からの研修依頼が増加したこと等により、目標を大きく上回った。また、理解し行動意欲を示した人の割合は98%となり、参加者への人権に対する理解と認識を深めることができた。 ・特に、近年、関心が高まっている性的少数者の人権に関しては、各種研修会等のテーマとして取り上げるなど、重点的に啓発に取り組んだ結果、性の多様性に関する研修会の参加者は目標を下回ったものの、包括連携協定締結企業等と連携した啓発イベントを開催したところ、前年度（671人）を上回る1,309人となり、県民や企業への理解を深めることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・あらゆる場や機会を捉え、様々な人権課題に対する講演会や啓発イベント等を開催することにより、県民の人権・同和問題に対する認識と理解を深めるとともに、県民が人権意識を持って生活することに寄与した。
															【活動指標】 性の多様性に関する研修会等参加者数（人）	3,000 6,400 6,500		10,535 6,145		351% 96%	
															【活動指標】 性の多様性啓発イベントの実施回数（回）	1 1 1		1 1		100% 100%	
															【成果指標】 研修会等参加者のうち、理解し行動意欲を示した人の割合（%）	90 90 90		97 98		107% 108%	
															【成果指標】 性の多様性に関する研修会等参加者のうち、理解し行動意欲を示した人の割合（%）	90 90 90		95 96		105% 106%	
			—												【成果指標】 LGBTの認知度（「聞いたことがあり意味も知っている」と回答した人の割合）（%）	52 55 83		81 76		155% 138%	
			人権・同和対策課	○			—		—			県民、企業・団体職員や、公務員、消防職員など人権に関わりの深い職業に従事する者等									

取組項目i	○	2	社会人権・同和教育推進事業	8,547	7,957	15,318	●事業内容 社会教育における人権・同和教育推進のため、地区別研修会や教育庁内研修会の開催、社会啓発資料集等の作成、人権・同和教育指導者に対する各種研修や人権教育中央研修会等を開催。 ●実施状況 関係団体に対する事業説明を積極的に行ったり、オンライン開催を取り入れたりしながら受講者確保に努めた。また、ペアワークやグループワークを取り入れた意見交流の場を設定するなど開催方法を工夫することで、人権問題に対する理解を広げることに努めた。指導者養成研修では、学習プログラムを作成し、よりよい実践につなげていくための意見交流を行った。	【活動指標】 研修会等参加者数（人）	1,300	1,402	107%	●事業の成果 ・関係団体との連携やハイブリッド方式による開催方法等の工夫により、活動指標である参加者増につなげることができた。また、研修内容に体験的参加型学習を取り入れたことで、実感をともなった学びの充実（行動意欲向上）につながった。さらに、指導者養成研修において、指導者同士の交流の場を設け、情報交換や情報共有を行ったことで、指導者の活動活性化につながった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・指導者とも連携を図り、県内で人権教育・啓発に係る研修会を広く展開したことにより、県民が人権意識を持って生活することに寄与した。
				9,269	8,730	15,768			1,400	1,318	94%		
				10,075	9,374	15,756			1,180				
				人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条、教育基本法、社会教育法				【活動指標】 指導者講座参加者数（人）	85	123	144%		
									85	123	144%		
									85				
								【成果指標】 研修会等参加者のうち、理解し行動意欲を示した人の割合（%）	90	98	108%		
									90	99	110%		
									90				
								【成果指標】 人権・同和教育指導者登録者のうち活動者の割合（%）	65	74	113%		
			—						68	79	116%		
			人権・同和対策課	○	—	—	社会・学校教育関係者等		80				
		3	人権教育啓発センター活動推進事業	4,374	4,374	3,829	●事業内容 県庁舎内にある人権教育啓発センターにおいて、人権情報収集・提供や人権相談対応等を実施。 ●実施状況 ホームページ等による人権に関する情報提供や、図書・ビデオの購入及び貸し出し、さらに、人権に関する悩みや研修等に関する相談対応を行うことで、人権問題についての啓発推進、学習・研修活動の支援を行った。	【活動指標】 ホームページ更新回数（回）	40	41	102%	●事業の成果 ・ホームページや啓発冊子などによる各種情報提供や、図書・ビデオの貸し出し、人権に関する学習・研修支援などを通して、人権に対する県民の理解と認識を深めることにつながった。
				5,018	5,018	3,942			40	49	122%		
				5,199	5,199	3,939			40				
				人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条				【成果指標】 ホームページアクセス数（件）	6,200	6,230	100%		
			H17-						6,200	6,243	100%		
			人権・同和対策課	○	—	—	県民、社会・学校教育関係者、企業・団体職員		6,200				
取組項目ii	○	4	ハンセン病対策事業	1,987	1,512	2,298	●事業内容 ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、入所者の見舞い、一時帰省や入所者家族への生活援護を行う。 ●実施状況 ハンセン病について、広く県民に普及啓発するため、入所者作品展を開催したほか、ハンセン病療養所への訪問や入所者を長崎県へ招いて社会交流を図る事業（里帰り事業）を実施した。 また、ハンセン病療養所入所者に対し県広報誌や新聞を送ることによる県内情報の提供、親族に対する生活援護費の支給など、療養者への支援も実施した。	【活動指標】 ハンセン病療養所入所者作品展の年1回の開催（回）	1	1	100%	●事業の成果 ・開催期間中、大雨警報が出るなど連日雨だった影響もあり目標には届かなかったものの、悪天候の中600人を超える来場者があり、ハンセン病の正しい理解に繋がった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・ハンセン病に対する正しい知識を普及啓発できたことで、人権意識の向上に寄与した。
				2,168	1,676	2,366			1	1	100%		
				3,257	2,463	2,364			1				
				ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第5条				【成果指標】 ハンセン病療養所入所者作品展の来場者数（人）	1,000	741	74%		
			S53-						1,000	608	60%		
			国保・健康増進課	○	—	—	ハンセン病療養所入所者及びその親族、県民		1,000				
取組項目iii	○	5	人権・同和教育推進費	353	353	3,830	●事業内容 指導者用の人権教育啓発参考資料（「人権教育をすすめるために」）の作成・配付と、資料を活用した教職員研修会の実施を隔年で交互に行う。 ●実施状況 令和6年度は、人権教育啓発参考資料「人権教育をすすめるために第53集」を作成し、県内の公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び教育関係機関の教職員に配付した。（令和7年3月発行　発行部数：16,000冊）	【活動指標】 地区別研修会実施回数（回）	9	9	100%	●事業の成果 ・「人権教育をすすめるために第53集」の作成にあたり、関係機関との連携を図るとともに、本県が独自に実施している「教員の実態調査」の結果を踏まえ、部落差別に焦点を当てた啓発資料を作成することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・関係各課・室との協議を重ね、啓発資料の使用目的を共有しながら作成したことによって、様々な研修会や学校生活で活用できる資料を作成することができた。
				1,334	1,334	2,365			数値目標なし	数値目標なし	数値目標なし		
				451	451	3,939			9				
				人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条				【成果指標】 研修目的達成率(%)	100	100	100%		
			—						数値目標なし	数値目標なし	数値目標なし		
			義務教育課	○	—	—	公立小・中学校教職員		100				

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ	あらゆる場や機会をとらえた人権教育・啓発	
	●実績の検証及び解決すべき課題 　地域住民、企業・団体等職員、社会教育・学校教育関係者等、様々な立場、年齢の方を対象に、いろいろな場や機会を通じて、講演会、研修会、イベントなどを実施し、多くの県民の方に参加してもらい、理解と認識を深めてもらっている。 　しかしながら、近年、SNS等での発信のあり方や性の多様性など、人権問題が多様化・複雑化しており、特に、SNS等の普及により、インターネット上での誹謗中傷やプライバシー侵害等の人権侵害情報が発信されるなど社会問題となっている。また、女性、こども、高齢者、障害のある人への暴力や差別、被差別部落や性的少数者などに対する偏見、差別等は未だに後を絶たず、あらゆる場面での人権意識醸成の重要性が増してきている。 　また、理解増進法の制定により、地方公共団体は、国と連携し、県民への性の多様性への理解増進に関する施策を策定し、実施するよう定められており、さらなる施策の推進が必要となっている。	●課題解決に向けた方向性 　様々な人権問題の解決のためには、人権全般についての理解や人権意識の醸成が重要であり、人権問題の本質や身近な問題、新しい問題などを取り上げた教育・啓発を、今後も継続して、いろいろな場や機会を通じて行っていくとともに、昨年度「長崎県人権施策のあり方に関する検討委員会」でとりまとめられた意見を踏まえた人権施策を推進していく。 　また、県内各地域での教育・啓発活動の推進のため、人権・同和教育指導者の人材育成についても継続して行っていく。 　併せて、性の多様性への理解増進のため、より効果のある啓発活動を実施していく。
ⅱ	ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発と療養所入所者の社会交流、入所者親族への生活援護	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・令和7年3月31日現在、全国4療養所に32名の長崎県出身の方が入所している。 ・令和6年度は、ハンセン病の普及啓発と療養所入所者の社会交流を図るための入所者の絵画や啓発パネルなどを展示した「入所者作品展」の開催や入所者に一時帰郷していただく「里帰り事業」を実施した。 ・入所者の社会復帰については、入所者自身の高齢化や後遺症による身体障害に加え、依然として社会の偏見、差別等の問題も残されており、困難な状況にある。	●課題解決に向けた方向性 ・法の規定により、県は地域の実情を踏まえたハンセン病元患者等の福祉の増進を図る責務があり、今後もハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を図り、入所者の社会交流の場を提供していく事業に取り組む。 ・入所者親族に対しては、家庭訪問の実施により生活実態を把握し、法に基づく生活援護費の適正な支給に努める。
ⅲ	教職員の人権意識及び指導力の向上	
	●実績の検証及び解決すべき課題 　令和4年度の「人権教育に関する教員の実態調査」では、被差別部落についての認識が十分でない教員がいることが明らかとなっている。このことから、すべての教職員が部落差別について正しく理解し、子どもに対して適切な指導ができるようになることが課題である。そこで、令和6年度に作成した「人権教育をすすめるために第53集」に掲載している部落差別に関する内容を取り上げながら、県内の多くの教職員に周知を図ったり研修会を行ったりする必要性がある。	●課題解決に向けた方向性 　令和7年度には、「人権教育をすすめるために第53集」を活用した長崎県地区別人権教育研修会を県内9会場において9月から10月の間に実施する。また、研修会で実施した講義内容をオンデマンド配信し、各校での校内研修に役立てるようにする。さらに、令和8年2月には「市町人権教育担当者会」を実施し、市町教育委員会の人権教育に対する理解や学校への関わり方の見直しを行うことで、人権教育の啓発・推進の充実を図る。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰ	○	1	人権・同和問題啓発推進事業 ― 人権・同和対策課	講演会、研修会等について、時宜に応じた内容となるよう見直しを行いながら実施していく。また、性の多様性の理解啓発イベントについて、より実効性の高いものとなるよう、引き続き包括連携協定締結企業や関係団体と連携し、イベント内容等の見直しを検討する。 さらに、近年、性の多様性やSNS等での発信のあり方など、人権問題が多様化・複雑化していることから、昨年度とりまとめられた検討委員会の意見を踏まえた人権施策について検討する。	⑨	人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深めてもらうために、継続して、講演会、研修会、イベント等による啓発を行っていくとともに、時宜に応じた人権課題をテーマとするなど内容について見直しを行いながら実施していく。 また、昨年度とりまとめられた検討委員会からの意見を参考にしながら、新たな人権施策の検討を行っていく。	改善
	○	2	社会人権・同和教育推進事業 ― 人権・同和対策課	人権意識の高揚を図る資料づくりや参加者同士による学びの共有化を図る等、参加者の実践的な行動の感化につながる研修会運営を行っていく。また、市町及び市町教育委員会と連携し、県内各地域の人権教育・啓発の裾野を広げていくために、人権・同和教育指導者の活用機会の充実に焦点をあてた研修会を実施していく。	②	人権意識や態度、実践的な行動力の育成を図るために、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤とした研修会を継続的に実施する。また、人権教育・啓発の推進を図るために、指導者のスキルアップと実践活動につながる情報提供や実践した取組の情報共有の充実を図る。	改善

取組項目i		3	人権教育啓発センター活動推進事業 H17- 人権・同和対策課	人権問題に関する様々な情報等の収集・提供などにより広報・啓発活動を推進するため、国の情報などを把握、参考にするなどホームページの内容を充実させ、関心が高まっている性の多様性に関する図書、ビデオ等の整備を図っていく。 また、年に数回開催している人権企画展をより効果的なものとするため、内容の充実や実施場所の検討を行う。	②	本県の人権教育・啓発活動の中核的な拠点施設として、人権問題に関する様々な情報等の収集・提供などにより広報・啓発活動を推進するため、ホームページの内容充実や、時宜に応じた図書、ビデオ、パンフレット等の整備を図っていく。	改善
取組項目ii	○	4	ハンセン病対策事業 S53- 国保・健康増進課	これまで里帰り事業を実施していない施設についても対象を拡大し希望を募り、希望者に対して事業を実施する。 また、作品展で若年層向けパンフレットも配布し、若年層も含めた幅広い世代への普及啓発を図る。	②	本事業による、これまでの「入所者作品展」開催や、入所者に一時帰郷していただく「里帰り事業」など、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発や入所者への社会交流の場を提供する事業として、意義深く効果の高いものとして長年取り組んできた。 今後は、SNSの活用など作品展のさらなる周知を検討し、ハンセン病への理解促進を進める。	改善
取組項目iii	○	5	人権・同和教育推進費 ― 義務教育課	これまで実施してきた「長崎県地区別人権教育研修会」の参集型に加えて、オンデマンド配信を行うことで、学校における研修の更なる充実を図る。 また、国立学校の教職員もいずれは本県の公立学校へ異動することから、今年度から希望する国立学校の教職員も「長崎県地区別人権教育研修会」への参加を可能とする。	②	次年度作成する「人権教育をすすめるために第54集」の作成に向けて、関係機関と連携し、フィールドワークを行うなど作成側の知的理解を深める取組を人権教育担当者会の中で実施する。 「長崎県地区別人権教育研修会」を実施しない令和8年度に、各市町教委の担当者が各学校の人権教育の併走支援が行えるように、令和8年2月頃に「市町人権教育担当者会」をオンラインで実施することで、それぞれの市町が行っている人権教育の取組を共有しながら、次年度の学校への関わりの具体的な取り組みを考えることができるようにする。	拡充

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための
工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点